



福祉サービス事業所への巡回訪問を実施しています！

— 随時 募集中 —

1 訪問目的

福島県運営適正化委員会では、事業者段階で自主的な苦情解決が適切に行われるように、福祉サービス事業所への巡回訪問を実施しています。

巡回訪問では、苦情解決体制についてのお話をお聞かせいただくとともに、事業所における苦情や要望の解決についての相談に応じていますので、ぜひ巡回訪問をご活用ください。

2 実施期間

令和7年6月から令和8年2月まで（順次訪問）

3 対象事業所

福島県内に所在する社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う事業所
（第1種、第2種社会福祉事業）

4 訪問者・訪問時間

福島県運営適正化委員会委員及び事務局職員
1時間～1時間30分程度（聞き取り及び事業所見学）

5 訪問の内容

苦情解決体制の整備状況等に関する以下の項目についてお伺いします。

- (1) 事業所（施設）の概要
- (2) 苦情解決体制の整備状況
- (3) 苦情の受付状況等
- (4) 苦情解決のための工夫等
- (5) 事業所に寄せられる苦情、相談、要望等への対応

※事前に、苦情解決体制等について調査票により確認します。

6 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、事務局までメール又はFAXでお申込みください。
※業務の都合により、日程調整をお願いする場合がありますのでご了承ください。

7 その他

当委員会から直接、訪問の依頼をする場合がありますが、事業所の同意に基づき実施しますので、ご協力をお願いいたします。

8 問い合わせ先

福島県運営適正化委員会事務局（担当：平野、佐藤）
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内
TEL：024-523-2943（直通） FAX：024-524-2228
E-mail：kujou@fukushimakenshakyō.or.jp



～巡回訪問の流れ～



① 申込又は委員会から依頼

【申込の場合】

「巡回訪問申込書」に必要事項を記入し、委員会事務局宛にメールまたはFAXで送信してください。

【委員会からの依頼の場合】

委員会事務局が事業所へ直接連絡し、訪問依頼をします(強制的なものではなく、事業所の同意に基づき実施します)。

申込の場合、申込書受領後1週間以内に委員会事務局からご連絡します
※委員会からの依頼の場合は申込書不要

② 日程調整

- ・可能な限り事業所の希望に沿って決定します。
- ・他事業所との重複や都合により、日程の調整をお願いする場合がありますのでご了承ください。

③ 調査票の記入

・「訪問調査票」をお送りしますので、事前にご記入いただき、訪問日の1か月前までに、委員会事務局宛にメールまたはファックスにて提出してください。



④ 訪問当日

- ・事前にご提出いただいた「訪問調査票」をもとに、情報交換を行います。
- ・苦情解決業務における疑問・質問、本委員会への要望等にも可能な範囲でお答えします。
- ・巡回訪問の所要時間は1時間～1時間30分程度です。



【申込書送付先】

福島県運営適正化委員会 (添書不要)

メール : kujou@fukushimakenshakyō.or.jp FAX : 024-524-2228

苦情解決巡回訪問申込書

経営主体 (法人名称)	(フリガナ)
事業所名	(フリガナ)
事業所所在地 (訪問先)	〒
	駐車場 有 ・ 無
対応方法	直接訪問
ご連絡先	TEL : FAX :
	E-Mail :
ご担当者 職・氏名	職 :
	(フリガナ)
	氏名 :
訪問希望日時 ※ 詳細が未定の場合 は、〇月頃等で可	<第1希望> 令和 年 月 日 (曜日) 午前 ・ 午後 (どちらかに〇をつけてください)
	<第2希望> 令和 年 月 日 (曜日) 午前 ・ 午後 (どちらかに〇をつけてください)
備考欄 (適正化委員会への 質問・要望等)	

申し込み先：福島県運営適正化委員会 行 (添書不要)

Mail kujou@fukushimakenshakyō.or.jp

FAX 024-524-2228

※ 申込書を受領後、委員会事務局から1週間以内に連絡します。
連絡がない場合は、お手数ですがお問い合わせください。